

案件 3 生産緑地地区について

(1) 関連議案

第 12 号議案 名古屋都市計画生産緑地地区の変更

(2) 生産緑地地区制度の概要

ア 目的

市街化区域内において緑地機能などの優れた農地等を計画的に保全し、良好な都市環境の形成を図ることを目的とする制度

イ 主な指定要件

指定要件	(a) 及び (b) を満たす農地等 (a) 以下の条件にすべて該当する一団の農地等 ・ 300㎡以上の規模の区域であること ・ 都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること ・ 農林漁業の継続が可能な条件を備えていること (b) 以下のいずれかに該当する農地等 ・ 既存の生産緑地地区と一団になる農地等 ・ 駅そば生活圏外の農地等（平成 27 年度～） ・ 駅そば生活圏内の農地等（平成 30 年度～） （防災協力農地の登録が条件） ・ 公園緑地等の都市計画決定された区域内の農地等 ・ 特定農地貸付法による市民農園の農地等 ・ 土地区画整理事業の施行に伴い、新たに面積要件を満たすことになった農地等
------	---

ウ 主な行為制限及び税制優遇

行為制限	以下の行為は、許可を受けなければしてはならない。 ・建築物その他の工作物の新築、改築又は増築 ・宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更 ・水面の埋立て又は干拓
税制優遇	・固定資産税及び都市計画税の農地課税 ・相続税及び贈与税の納税猶予の特例の適用 ・市又は地方公共団体等により買収される場合、譲渡所得について、1,500万円控除

エ 主な除外要件

除外要件	・買取申出において、市が買取らない旨の通知を行い、その後、営農希望者への斡旋も不調となり行為制限が解除された農地等 買取申出とは 以下のときは、買い取りを申し出ることができる。 ・指定後30年を経過したとき ・主たる従事者が死亡、若しくは従事することを不可能にさせる故障に至ったとき ・土地区画整理事業の施行に伴い、面積が減少し、面積要件を欠く農地等 ・公共施設等の敷地の用に供された農地等 ・上記の解除に伴い、面積要件を欠く農地等(道連れ解除)
------	--

(3) 名古屋都市計画生産緑地地区の変更

ア 都市計画変更の概要

区 分	団 地 数	面 積 (ha)
変 更 前	1, 7 4 4	約 2 4 7. 4
変 更 (指 定)	+ 2 4	- 1 4. 4
(除 外)	(+ 1 1 1)	(+ 2. 2)
	(- 8 7)	(- 1 6. 7)
変 更 後	1, 7 6 8	約 2 3 3. 0

(注) 端数処理のため、変更の面積との指定、除外の面積の合計は一致しない。

イ 行政区別内訳

行 政 区	変 更 前		変 更 後	
	団地数	面積(ha)	団地数	面積(ha)
千 種 区	3	約 0. 2	3	約 0. 2
北 区	105	約 13. 8	102	約 13. 4
西 区	88	約 7. 1	85	約 6. 9
中 村 区	105	約 8. 9	104	約 8. 7
瑞・穂 区	8	約 1. 8	8	約 1. 8
中 川 区	371	約 56. 4	417	約 47. 7
港 区	118	約 14. 0	117	約 13. 3
南 区	27	約 2. 3	27	約 2. 2
守 山 区	246	約 40. 5	240	約 38. 8
緑 区	255	約 48. 7	258	約 48. 7
名 東 区	76	約 7. 2	74	約 7. 3
天 白 区	342	約 46. 5	333	約 44. 1
合 計	1, 744	約 247. 4	1, 768	約 233. 0

(注) 1 千種区及び瑞穂区の変更はなし。

2 東区、中区、昭和区及び熱田区には、生産緑地地区の指定はなし。

3 端数処理のため、面積の合計は一致しない。